

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

松本浩介

実務対応報告公開草案第52号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い  
(案)」についてのコメント

質問1～質問4

【コメント】

権利確定条件付き有償新株予約権は、第三者評価機関の公正価値評価に基づき、公正価値相当額の金銭の実際の払込みに対して新株予約権を付与する取引であるため、報酬性が無いと考え、この提案に同意できない。

【理由】

1. ASBJも会議の中で公正価値として認めているのであるから、公正価値としての対価を支払っているのであれば、報酬性はないと考える。あくまで公正価値かどうかで判断すべきであり、公正価値でないとすれば、あるべき公正価値との差額を報酬とすべきと考える。

2 公正価値での有償発行の取引であるために、公益社団法人日本監査役協会の「監査役監査実施要領」（改訂版）（平成28年5月20日公表）には「有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない」とあり、また税務も権利行使時の給与等課税事由が生じないとしているにも関わらず、これらの判断を無視して会計処理が先行する理由が理解できない。

3. 導入企業側は持株会と同様の投資制度として活用しており、そしてその発行目的は企業会計基準適用指針第17号に合致しているため、ASBJでテーマアップされるタイミングまで約200社の上場会社の事例があり、大手監査法人でもすべてで17号で処理がなされ、費用計上不要とされていたにも関わらず、「当該取引に関する会計処理の取扱いは必ずしも明確ではなかった」として取り上げられているが、導入企業の発行目的・実態（応募率が20%未満という企業もある）を一切無視して、報酬として取り扱う方向での議論となった理由が全く示されていない。

4.ASBJ のコメント募集の質問 1 に公開草案第 17～23 項を参照すると、報酬としての性格を持つと考えられるとした記載があるが、恣意的な内容もあり、特に以下は理解できない。

■17 項 (1) について

「有償」の特徴を除いたら「無償」と同じになってしまうのは、当たり前のことであり、有償の最大の特徴を除いての論理展開が理解できない。

■17 項 (2) と 18 項について

ストック・オプション会計基準は、典型的な無償発行のストック・オプションを想定して開発された基準であり、そもそも発行目的が投資制度である有償新株予約権を報酬と考える論拠には全くなりえない。

■17 項 (3) (4) について

付与対象者の投資判断と応募行為が取引としての成立の絶対条件であり、当該取引の本質を無視した、一方的な報酬としての考え方は理解できない。

そもそも、有償オプションの評価については、不確実性が高いのが前提であり、そのために保守的な評価を行っているんですね。確実性がある有償オプションであれば、それこそ報酬だと思います。なのでこの議論はしない方が良いと思います

5. 新株予約権への投資制度として導入され、新株予約権が無効となる場合、当初取得時に払い込んだ投資元本が毀損することになるのが有償新株予約権であり、そもそも損失が発生する報酬制度は存在し得ないとする。

6.IFRS との GAAP 差を無為に広げる内容となっており、あえて GAAP 差を広げるとするのであれば、その理由を明記すべきである。

7.特に未公開企業の場合、資本政策の手段としても活用されており、その活用も制限されることになるため、ベンチャー企業の育成の阻害要因ともなる。

以上